

ふれあいいいききサロン助成事業実施要綱

社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会

1. 事業の目的

高齢社会や核家族化の進展により、地域の中に社会的なつながりをもちにくい高齢者や障害者、児童などが増加し、閉じこもりがちになるなど孤立している場合があり、小地域におけるネットワークづくりがますます重要となってきている。

これらの課題を解決するために、住民参加による助け合いを基盤として、自治会、地区福祉推進協議会、ボランティア、当事者組織などを中心とした住民組織による小地域での福祉活動に期待が寄せられている。

このような状況をふまえ、高齢者などの地域での仲間づくりと閉じこもり防止のため、ふれあいいいききサロンに取り組む団体を支援することを目的として、この事業を実施する。

2. 事業の対象

この事業の対象は、福知山市内で活動する団体で、次に掲げる要件を満たしたものとする。

- ① 年間の実施回数は最低6回以上とし、継続的に行うものとする。
- ② 1回あたりの利用者数は地域の実情に応じた人数とする。
- ③ 高齢者などの地域での仲間づくり支援を目的に、レクリエーション、創作活動、健康チェック、食事サービスなどを行うものとする。
(老人クラブ活動、趣味の活動を行う集まりは対象となりません)
- ④ 実施場所は、市内にある次のような施設を利用するものとする。
公民館、公会堂、地域センター、コミュニティーセンター、施設の研修室、団地や集合住宅の集会室、個人の自宅、その他

3. 助成の対象

運営費として1回につき2,000円を助成し、月1回の開催分を限度とする。(上限12回24,000円)

4. 助成金の申請と決定

来年度助成金の交付を希望する団体は、ふれあいいいききサロン事業助成金申請書(別紙 様式1)に必要な書類を添付し、本会会長(以下「会長」という)へ5月末日までに申請する。

5. 審査基準

- ① 明確な企画に基づき、事業の具体的な計画を立てている。
- ② 実施体制が確立しており自己調達・利用者負担の努力を行っている。
- ③ 定期的・継続的な活動である。
- ④ 公的な助成を受けていない団体である。

審査基準に基づき、本会事務局で審査を行い、必要と認めたサロンに対し、決定額を交付する。

6. 決定通知

会長が助成を決定した団体には、ふれあいいきいきサロン事業助成金決定通知書により通知する。

7. 事業報告

事業完了後、ふれあいいきいきサロン事業報告書（別紙様式2）に関係書類を添えて、会長へ翌年の5月末日までに提出する。

附則

この要綱は、平成 9年 7月22日から施行する。
平成14年 4月 1日 一部改正
平成15年 4月 1日 一部改正
平成17年 4月 1日 一部改正
平成22年 2月10日 一部改正
平成23年 1月25日 一部改正
平成23年 4月 1日から施行する。
平成25年 6月 1日 一部改正
平成28年 1月14日 一部改正